

新庄村業務継続計画

【 B C P 】

令和 2 年 11 月

新 庄 村

目次

第1 計画の基本的な考え方

- 1 B C Pとは
- 2 策定目的
- 3 基本方針
 - (1) 基本方針
 - (2) 策定方針
 - (3) 非常時優先業務への集中
 - (4) 業務継続体制の整備
- 4 位置づけ
 - (1) 新庄村地域防災計画との関係
 - (2) 通常業務の継続
 - (3) 地域防災計画とB C Pの整合
- 5 対象
 - (1) 対象組織
 - (2) 対象職員
 - (3) 対象業務
 - (4) 対象期間
 - ア 対象期間の考え方
 - イ タイムライン
 - ウ B C Pの発動
 - エ B C Pの解除
- 6 用語の定義

第2 災害時の被害、状況及び課題

- 1 災害時の状況及び課題
 - (1) 新庄村の特性
 - (2) 被害想定
 - (3) 災害時に懸念される状況、課題等

第3 非常時優先業務

- 1 非常時優先業務とは
 - (1) 非常時優先業務
 - (2) 非常時優先業務以外の業務
- 2 「継続が不可欠な業務」及び「優先度が高い業務」の考え方
 - (1) 継続が不可欠な業務
 - (2) 優先度の判断基準
- 3 非常時優先業務一覧
 - (1) 非常時優先業務項目表
 - (2) 非常時優先業務・業務継続体制表

第4 組織体制等

- 1 組織及び活動
 - (1) 組織及び活動
 - ア 組織体制
 - イ 権限及びその委譲
 - ウ 必要な資源の確保、配分
 - (2) 関係機関との連携

2 資源

(1) 人的資源

ア 安否確認

- ① 非常時の対応
- ② 事前対策

イ 職員の参集

- ① 現時点の参集体制
- ② 非常時の対応
- ③ 事前対策
- ④ 職員の参集予測

(2) 物的資源

ア 施設

(ア) 新庄村役場

- ① 庁舎
 - ・ 現状、課題
 - ・ 非常時の対応
 - ・ 代替施設の候補選定
- ② 電気
 - ・ 現状、課題
 - ・ 非常時の対応
- ③ 簡易水道
 - ・ 現状、課題
 - ・ 非常時の対応
 - ・ 平常時の対策
- ④ 下水道
 - ・ 現状、課題
 - ・ 非常時の対応
 - ・ 平常時の事前対策
- ⑤ 通信
 - ・ 現状
 - ・ 非常時の対応
 - ・ 平常時の対策
- ⑥ 情報システム
 - ・ 現状
 - ・ 非常時の対応
 - ・ 平常時の事前対策

(イ) その他の主要施設

- ① 指定避難所
- ② 救援物資用倉庫

イ 資機材

(ア) 車両

- ① 非常時の対応
- ② 平常時の事前対策

(イ) 災害応急作業用資機材等

- ① 非常時の対応
- ② 平常時の対応

ウ 物品、用品

(ア) 事務機器等

- ① 非常時の対応

- ② 平常時の事前対策
- (イ) 食糧・飲用水
 - ① 非常時の対応
 - ② 平常時の事前対策
- (ウ) 燃料
 - ① 非常時の対応
 - ② 平常時の事前対策
- (エ) 安全衛生保護具等
 - ① 非常時の対応
 - ② 平常時の事前対策
- (オ) 医薬品・トイレ
 - ① 非常時の対応
 - ② 平常時の事前対策
- (カ) 冷暖房器具等
 - ① 非常時の対応
 - ② 平常時の事前対策
- (キ) その他の物品・用品
- (3) 会計
 - ア 非常時の対応
 - イ 平常時の事前対策
- (4) 情報
 - ア 情報収集
 - イ 情報提供

第5 その他

1 業務継続力の向上

- (1) 新庄村業務継続体制の整備、強化
 - ア 「ボトルネック」の事前解消
 - イ 業務マニュアル等の整備
 - ウ 地域防災計画等への活用
 - エ 課及び職員の責務
 - (ア) 課の責務
 - (イ) 職員の責務
- (2) 新庄村BCPの事前周知
 - ア 住民への事前周知
 - イ 関係・団体等への事前周知
- (3) 新庄村BCPの検証、見直し

2 資料集

- (1) 関係機関連絡先
- (2) 資源一覧

別紙1 「用語の定義」

別紙2 「業務の優先区分の考え方」

別紙3 「非常時優先業務項目表」

別紙4 「非常時優先業務・業務継続体制表」

別紙5 「関係機関連絡先」

別紙6 「資源一覧」

第1 計画の基本的な考え方

1 B C Pとは

B C P (=Business Continuity Plan:業務継続計画)とは、非常時優先業務を実施する態勢を確保するために、事前に必要な職員、庁舎、資機材等の資源の確保・配分や必要な対策を定めることにより、災害発生後の業務立上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上を図る計画(以下、「B C P」という)。

2 策定目的

南海トラフや断層型の大規模地震が発生した場合でも、行政機関として適切に業務遂行できるよう、非常時に実施すべき業務は必要な職員、庁舎、資機材等の資源に係る課題を整理し、事前に対策を講ずることにより、大規模災害発生後の業務立ち上げの時間や発災直後の業務レベルの向上を図り、非常時における被害、特に人的被害を最小限にとどめる。

3 基本方針

(1) 基本方針

村内で大規模な災害が発生し、村役場の機能が低下する場合であっても、非常時優先業務を継続して行うことでその機能を維持し、業務継続を図るものとする。

- ・『非常時優先業務中心主義』

非常時の応急業務や中断することで村民生活に大きな影響を及ぼす業務(非常時優先業務)を最優先に実施する。それ以外の通常業務は積極的に休止又は非常時優先業務に支障のない範囲で実施する。

- ・『資源確保の全庁主義』

非常時優先業務の実施に必要な職員、庁舎、資機材等の資源の確保・配分は、全庁横断的に迅速かつ柔軟に調整する。

(2) 策定方針

- ・非常時優先業務については、「誰が、いつ、何を、どのように」実施するのかを具体的に計画すること。
- ・あくまでも新庄村の実態、現場のニーズを基礎とした計画とすること。
- ・構成についても、B C Pの実効性を高める観点から決定すること。
- ・速やかに、かつ、誤解なく理解できるよう、専門的な用語や冗長な文章は避け、記述は簡潔でわかりやすいものとする。

(3) 非常時優先業務への集中

大規模な災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため、非常時優先業務の実施に全力を挙げる。

このため、非常時優先業務以外の業務については、積極的に縮小・休止する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で順次復旧をはかるものとする。

(4) 業務継続体制の整備

非常時優先業務を迅速、効果的に実施するため、あらかじめ業務継続体制を整備することが必要である。

そのために、実効的なB C Pを策定するとともに、当該B C Pに基づき計画的に業務継続体制を整備する。

4 位置付け

(1) 新庄村地域防災計画との関係

BCPは、以下の項目を計画することにより地域防災計画の実効性を担保するとともに、通常業務のうち継続又は早期復旧の必要があるものの継続についても、同様に計画するものである。

(2) 通常業務の継続

BCPは、新庄村地域防災計画に定めのない通常業務のうち、非常時に優先して行う必要があるものも含むが、地域防災計画に定める災害対策業務であっても、非常時に優先して行う必要があるもの以外は含まない。

(3) 地域防災計画とBCPの整合

新庄村BCPと新庄村地域防災計画は、相互に整合性を確保するものとする。具体的には、村BCPは村地域防災計画に基づいて策定・見直し等を行う。

また、村地域防災計画についても、村BCPの策定、見直し等を通じて、実行可能性などを検証し、必要に応じて修正を行う。

「新庄村地域防災計画とBCPの比較」

	新庄村地域防災計画	新庄村BCP
位置づけ	・新庄村が、住民、事業者、各関係団体等と連携して実施すべき予防・応急・復旧・復興に至る災害対策業務を総合的に示す計画	・災害発生時、施設、人員などに制約が生じる中で、新庄村が「何を、いつ、どうやって」行うかをあらかじめ、具体的に定める計画
対象業務	災害対策業務 1 災害予防業務 2 災害応急対策業務 3 災害復旧・復興業務 (※通常業務は対象としていない。)	非常時優先業務 1 災害応急対策業務 2 優先度の高い災害復旧業務 3 優先度の高い通常業務
前提条件	・必ずしも村庁舎や職員が被災することは前提していない。 ・業務開始の目標となる時間等は記載していない。 ・業務に従事する職員の飲料水・食糧、トイレ等の確保は、検討していない。 ・通常業務で継続するものがあることも前提としていない。	・村庁舎や職員が被災することを前提としている。 ・業務ごとに主要なポイントの目標となる時期を明記する。 ・業務に従事する職員の飲料水・食糧、トイレ等の確保についても検討、記載する。 ・業務資源の確保等の観点から非常時優先業務がいつ、どの程度実施可能かを検証。実現のための具体的手順を定める。

5 対象

(1) 対象組織

対象となる組織は、以下のとおりとする。

対象組織	備 考
村長部局	保育所は住民福祉課に属するが、本村BCPでは単独の組織として対応する。
各種委員(会)事務局	小中学校、図書館、給食センター、公民館（自治会公民館を除く。）は教育委員会に含む。

注) 議会の議員、各種委員等は含まない。社会福祉協議会とは可能な範囲で連携をとる。

(2) 対象職員

対象となる職員は、特に断りのない限り、上記の対象組織に勤務するすべての職員とする。

[対象となる職員]

- ・ 村長、副村長、正職員
- ・ 臨時的任用職員、非常勤職員（災害の規模により、村長が特に必要と判断した場合に限る。）

注）教育長、公営企業の管理者を含む。「非常勤職員」は消防団員を含む。

（３）対象業務

対象となる業務は、「非常時優先業務」である。

非常時優先業務とは、災害発生時に、新庄村が、優先して行う必要がある業務であり、詳しくは、第３部において具体的に定める。

（４）対象期間

ア 対象期間の考え方

対象となる期間は、迅速な応急対策と早期の復旧・復興を進めていくため、災害の発生から緊急対応が落ち着くまでの期間（概ね１か月）とする。

イ タイムライン

ステージ (区分)		タイム ライン (時間・期間)	主な災害対応・対策の流れ
発災期 ↓ 災害 拡大期	情報収集	発災直後	安否確認、活動体制の確立、情報収集
	救助・救 護 ↓ 救援	発災後10分 ～	救出救助、救急医療、広域応援、広報、避難誘導
		1時間～	避難所開設、避難者受入開始
		3時間～	医療体制確保、物資輸送準備
災害 沈静期	復旧 ↓	12時間～	食糧供給、給水、生活必需物資供給、交通確保（緊急道路障害物除去等）、輸送
		1日後～	ライフライン復旧、防疫・衛生、他村町村応援職員等受入開始
復旧期	復興 ↓	3日後～	仮設住宅検討、教育、廃棄物処理、ボランティア受入開始
		1週間後～	復興支援方策の検討、心のケア、風評被害対策、仮設住宅着工開始
		2週間後～	災害復旧本部設置、仮設住宅への入居や生活再建支援に関する住民説明
		～1か月	各種相談窓口、義援金配分委員会設置等

注）地震発生から3日間（72時間）は生存者のいる可能性が高い「Golden 72 Hours（黄金の72時間）」となるため、救助活動を最優先とする。

ウ B C Pの発動

村長は、新庄村に大規模な災害等が発生し、通常の業務・体制では対応できないと判断される場合、又は、その他必要と認める場合、新庄村B C Pを発動する。

ただし、非常時優先業務のうち、初動対応に係るもの（例：災害対策本部の設置等）については、B C Pの発動を待つことなく自動的に開始する。

なお、B C Pについては、一部のみの発動も可能とする。

エ B C Pの解除

村長は、新庄村における施設や設備、人員等の状況を確認し、新庄村の通常業務が復帰し、概ね通常の態勢で実施できると判断される場合、新庄村B C Pを解除する。

なお、段階的な解除も可能とする。

6 用語の定義

本計画における用語の定義は、特に断りのない限り、別紙1のとおりとする。

第2 非常時の被害、状況及び課題

1 非常時の状況及び課題

(1) 新庄村の特性

【地形及び地勢、地質】

本村は、岡山県の北西部に位置し、東は真庭市、西は新見市及び、鳥取県日野町、南は新見市及び真庭市、北は真庭市及び鳥取県江府町に隣接しており、総面積は67.1㎏で、標高1,219mの毛無山をはじめ総面積の90%以上を山林が占めている。

また、岡山県の三大河川の一つである旭川源流の新庄川があり、この新庄川が地域の中央部を支流と合流しながら南下している。豊かな森林資源に合わせ、流域には「不動滝」や「野土路の水」など多くの観光資源があり、南部には「がいせん桜」、新庄川を沿って平坦地が広がり、農用地及び商業地、工業地が形成されている。

【気象】

- ①年間降水量 2,000mm～2,500mm
- ②年間平均気温 12.3℃
- ③特徴 夏季は短く冷涼であり、冬季の積雪期間は長い。

【産業】

平成22年国勢調査の産業別就業人口は、第1次産業30.6%、第2次産業17.3%、第3次産業52.1%となっている。第3次産業が増加傾向にあるものの、農林業中心の第1次産業が岡山県全体に比べ高くなっている。

【交通】

道路は、東西に延びて鳥取県米子市及び岡山県真庭市に繋がっている国道181号、真庭市の南部及び真庭市北部と繋がっている県道北房川上線がある。古くから出雲街道があり、山陰・山陽を結ぶ交通の要衝であった。鉄道はなく、交通面では道路交通に大きく依存している。

(2) 被害想定

発生確率が非常に高いとされている南海トラフ巨大地震について、岡山県による被害想定結果では、新庄村においては、発災直後にライフライン関係がやや途絶する程度で、建物・人的被害等はほとんど発生しないと考えられる。

また、活断層型地震についても、岡山県による被害想定結果では、新庄村における建物や人的被害は、鳥取県西部地震で建物被害が若干数あるだけであり、大きな被害とはならないと考えられている。ライフライン関係については、発災直後から数日の間、やや途絶があるものの、数日から1週間ではほぼ復旧完了するレベルであり、大きな混乱を招くような事態とはならないと予想されている。

ただし、内閣府中央防災会議においては、「全国どこでも起こりうる直下の地震」(気象庁マグニチュード $M_j=7.1$ 、モーメントマグニチュード $M_w=6.8$ 相当)を防災上考慮する必要があることを示している。そのため、震度6弱から6強レベルの地震動による被害についても考慮が必要である。この場合、例えば建物被害については全体の2～5割程度が想定され、人的被害も少なからず発生が予想される。

(3) 非常時に懸念される状況、課題等

地震により、村内において家屋の倒壊及び一部損壊が発生すると考えられる。地震火災発生時には、真庭消防署美新分署及び消防団は自然水利での消火活動となる。また、村内の急傾斜地での土砂災害の発生により、災害時要援護者の避難に時間を要する場合が考えられる。村内の全域が停電や断水となった場合には、飲料水と生活用水の確保が急務となる。

第3 非常時優先業務

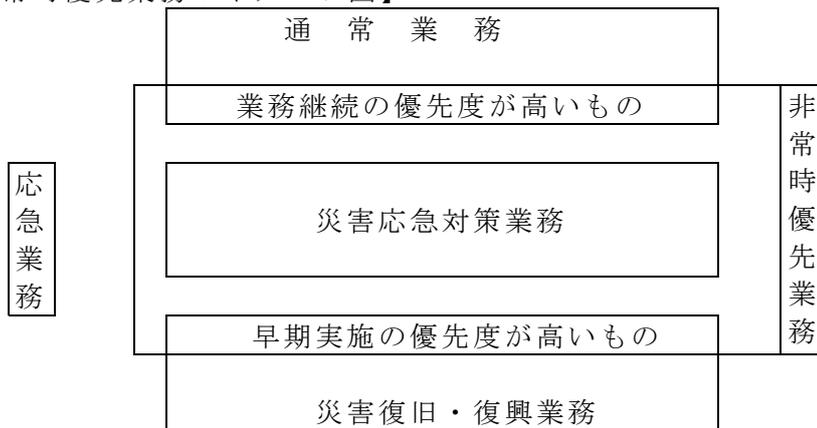
1 非常時優先業務

(1) 非常時優先業務

新庄村の業務のうち、村民に与える社会的影響の観点から大規模地震等が発生した場合においても優先して実施すべき業務をいう。

具体的には、大規模な地震発生後等、直ちに実施しなければならない災害応急対策業務や復旧・復興業務のうち早期実施の優先度が高いもの（以上、応急業務）のほか、通常業務のうち中断する事で村民生活の維持等に大きな影響を及ぼす業務で、業務継続の優先度が高い物が対象となる。

【非常時優先業務のイメージ図】



「非常時優先業務」とは、「大規模な災害が発生した際に新庄村が優先して行う必要がある業務」である。

その内容は以下のとおりであり、これらの業務が新庄村BCPの対象となる。

「非常時優先業務」の区分		業務の内容
「通常業務」のうち継続業務		非常時においても継続が不可欠な業務
「応急業務」	「災害応急対策業務」	新庄村地域防災計画「第3章地震災害応急対策計画」に規定する業務
	「災害復旧・復興業務」のうち優先度が高い復旧業務	新庄村地域防災計画「第4章地震災害復旧・復興計画」に規定する復旧業務のうち、優先して行う必要があるもの
	「発災後新たに発生する業務」のうち優先度が高い業務	その他、発災後新たに発生する業務のうち、優先して行う必要があるもの

(2) 非常時優先業務以外の業務

「非常時優先業務以外の業務」の内容は以下のとおりであり、これらの業務は、新庄村BCPの対象とはならない。

「非常時優先業務以外」の区分		業務の内容
「通常業務」のうち、縮小業務、休止業務		非常時においては縮小・休止する業務
「災害復旧・復興業務」のうち優先度が高い業務以外の業務		新庄村地域防災計画の「第4章地震災害復旧・復興計画」に規定する業務のうち、優先度が高い業務以外のもの
「発災後新たに発生する業務」のうち		発災後新たに発生する業務のうち、優先度が高い業務

優先度が高い業務以外の業務	以外のもの
「災害予防業務」	新庄村地域防災計画の「第2章地震災害予防計画」に規定する業務

2 「継続が不可欠な業務」及び「優先度が高い業務」の考え方

非常時に実施すべき業務について、継続が不可欠な業務及び優先度を判断する基準については、以下のとおりとする。

(1) 継続が不可欠な業務

非常時に被害を最小限にとどめるためには、災害原因自体を早期に鎮圧すること、被害の拡大を遮断・防止すること及び既に発生した被害について速やかに軽減・回復をはかることが不可欠である。

加えて、住民の生命、身体を守り、一刻も早く安定した生活に移行するため、新庄村では具体的に以下のような分野の業務を継続する。

〔継続が不可欠な業務の分野〕

- ① 住民の生命・身体を守る業務
- ② 住民生活を守る業務
- ③ 社会活動機能を維持、早期復旧する業務
- ④ 上記①～③の業務継続に必要な体制及び資源を確保、活用する業務

(2) 優先度の判断基準

「優先度が高い業務」を判断する基準は、「1か月以上停止すると住民の生命・身体、住民生活及び社会活動に致命的な影響が発生する業務」とする。(別紙3参照)

すなわち、住民の生命・身体への影響、住民生活及び社会活動への影響から考えて、1か月以内に、特定の水準まで復旧することが必要不可欠な業務とする。

3 非常時優先業務一覧

(1) 非常時優先業務項目表

非常時優先業務の項目については、別紙3のとおりとする。

(2) 非常時優先業務・業務継続体制表

非常時優先業務の業務内容、業務開始等の目標時期、必要な資源、注意事項、関係機関及び連携ポイント(情報共有、応援要請、受援の時期等)等については、別紙4のとおりとする。

第4 組織体制等

1 組織及び活動

(1) 組織及び活動

ア 組織体制

(ア) 指揮命令系統

災害発生後、新庄村災害対策本部（以下、「対策本部」という。）が設置され、村長が災害対策本部長（以下、「本部長」という。）の任務にあたる。

本部長は、村BCPの発動を宣言し、非常時優先業務について指揮・調整・監督を行う。

平常時は常に本部長の所在を確認し、非常時の通信手段を確保しておく。

(イ) 活動

非常時において、以下については対策本部において実施する。

- ・非常時優先業務に係る指揮

本部長は、あらかじめ選定、計画した非常時優先業務の実施を、当時の状況に応じて各所属の長に指示する。

- ・所属間、業務間の調整

各所属の長は、別紙4「非常時優先業務・業務継続体制」に基づき、非常時優先業務を実施する。

- ・対策本部の組織

対策本部は、本部長（村長）、副本部長（副村長、教育長及び消防団長）と本部員（各所属の長等）により構成する。また、対策本部の中に次の部を設置し、住民の安全と生活の確保及び被害の早期復旧を図る。

総務企画課	住民福祉課	産業建設課	教育委員会
総務班	避難所運営班	調達班	教育班
危機管理班	保険医療班	企画調整班	教育施設班
交通輸送班	生活救護班	農林班	生涯学習班
広報班	村民班	商工班	
情報班	環境衛生班	建設班	
施設班		調整班	
税務班		水道班	
会計・財政班		下水道班	

イ 権限及びその委譲

各所属は、非常時において、円滑に指揮命令系統を確立し、対処の遅滞を防ぐため、権限を持った職員の参集遅延又は参集不能に備え、あらかじめ権限委任について定める。危機事案発生時には速やかに意思決定権者の安否を確認し、必要に応じ職務を代行する。

- ①あらかじめ定められた責任者及び代行者は、本庁に連絡を取り、負傷状況や参集の可能等を報告する。
- ②責任者と連絡が取れない場合は、意思決定に係る権限は、別途定められている場合を除き、あらかじめ定めた順序で自動的に代行者に委任する。
- ③責任者が本庁へ参集できない状況にあっても、連絡手段が確保され責任者の指示を仰ぐことが可能な場合は、権限の委任は行わない。
- ④権限委任を定める責任者の範囲は、原則として課長以上は必須とし、それ以外の職員は職務の内容や不在時の影響等を考慮して定める。
- ⑤代行者が多くの最優先業務に関与する等の理由により業務負荷が非常に高い場合も考えられるため、業務負荷等を考慮して代行者を設置する。
- ⑥責任者が有する全ての権限や職務を1人で代行することが困難な場合には、

主たる代行者を定めた後に、一部の権限や職務を別の者に部分的に委任することも検討する。

- ⑦代行者の同時被災も考えられるので、代行者には他の庁舎で勤務している者も含めることも検討する。

・首長の職務代行の順位

首長が不在の場合の職務の代行順位

第1順位	第2順位	第3順位
副村長	教育長	総務企画課長

ウ 必要な資源の確保、配分

非常時優先業務に必要な資源の確保については、別紙4「非常時優先業務・業務継続体制」に基づいて総務企画課（対策本部）を中心に各課で行う。

確保した資源の配分については、発災後からBCPの発動が解除されるまでの間は、当時の状況に応じて対策本部で協議し決定する。

(2) 関係機関との連携

平常時から各関係機関等との連携をとっておくこと。（関係機関は別紙5）

2 資源

(1) 人的資源

災害発生直後において、迅速に業務継続体制を立ち上げ、非常時優先業務に着手するためには、職員の速やかな確保、配置が不可欠であることから、職員の安否確認及び参集について、あらかじめ以下のとおり計画する。

また、体制が長期間にわたることも想定されることから、職員配置については計画的に運用することが必要である。

ア 安否確認

①非常時の対応

・安否確認

職員及び職員の家族の安否確認は、各所属が事前に作成している職員緊急連絡網を用いて、所属内職員の安否確認等を行い、総務企画課が各所属からの安否情報等を集約・整理のうえ、対策本部に報告する。

・安否確認手段

携帯電話にて安否確認を行う。

②事前対策

非常時の対応を確保するために、事前に職員及び消防団員の職員緊急連絡網を作成し、非常時の安否確認が速やかに行えるよう体制を整えておく。

また、非常時に速やかな安否確認ができるように、新庄村防災訓練において検証を行う。

イ 職員の参集

①現時点の参集体制

	区分	体制	参集課室・職員
地震	震度4	注意体制	・防災関係課の職員
	震度5弱・5強	警戒態勢	・全課長 ・課別災害対応指定職員 ・防災担当職員
	震度6弱以上	非常体制	・全職員

			・全消防団員
大雨 洪水等	・大雨、洪水、大雪注意報のいずれか1つ以上が発表されたとき	注意体制	・防災関係課の職員
	・大雨、洪水、暴風、大雪警報のいずれか1つ以上が発表されたとき ・新庄村内の雨量観測地点で1時間雨量が50ミリ以上観測されたとき ・滝ノ尻に設置されている水位計（新庄川）が1.0mを超えたとき	警戒態勢	・全課長 ・課別災害対応指定職員 ・防災担当職員
	・特別警報又は土砂災害警戒情報が新庄村に発表されたとき。 ・滝ノ尻に設置されている水位計（新庄川）が1.5mを超え、さらに20mm/時以上の降雨量が見込まれるとき	特別警戒	・全職員 ・全消防団員

②非常時の対応

参集する職員は通常の出勤ルートにこだわらず、状況にあわせて安全なルートを選択して参集すること。あわせて、途上の被害状況を把握する。

・参集場所

参集場所は、新庄村役場本庁舎とする。なお、新庄村役場本庁舎が使用不可能な場合の参集場所は、新庄村公民館とする。

・参集状況の確認

各所属においては参集状況の把握に努め、災対本部へ報告をする。

③平常時の事前対策

・大規模な災害が発生した場合の参集可能な職員を的確な把握

職員の居住地を踏まえて、あらかじめ概数を把握する。

執務時間外の休日、夜間における地震発生を想定して試算する。

・庁舎への参集予測

執務時間外に大災害が発生した場合は、全職員があらかじめ定められたとおり各所属へ参集することになるが、職員やその家族の死傷、公共交通機関や道路の途絶等によりスムーズな参集は困難となる。大規模な災害が発生した場合の参集可能な職員を的確に把握するため、職員の居住地を踏まえて、本庁舎及び支所等に勤務している職員の参集について時系列で予測した結果は以下のとおりである。

④職員の参集予測

・全職員数

30人	(備考) ・正職員のみ的人数（課長・保育士含む、特別職・診療所を含まない） ・10km圏内24名、20km超6名
-----	--

	3H	6H	12H	1日	3日	7日	14日	1か月
参集人数	19	19	19	19	19	20	22	27
参集率	63%	63%	63%	63%	63%	67%	73%	90%

※試算の考え方

時間経過	参集可能職員数の試算方法
3時間	庁舎から10km圏内の職員の8割
12時間以内	庁舎から概ね20km圏内の職員の8割
24時間以内	12時間以内と同じ
3日以内	庁舎から概ね20km圏内の職員の8割 (= A)
1週間以内	参集人員=A+(B-A)*(7日-3日)/(30日-3日)
2週間以内	参集人員=A+(B-A)*(14日-3日)/(30日-3日)
1ヶ月以内	全職員の9割 (= B)

① 地震発生3時間後の参集の考え方

毎時3～4kmの早さの連続歩行で参集すると考え、概ね10km圏内の職員が参集可能。しかし、本人の家族の死傷等や、建物被害などにより諸君の2割が参集できない。したがって、概ね10km圏内の職員のうち約8割が参集可能。

② 地震の発生12時間後から3日後の参集の考え方

交通機関が停止し徒歩での参集の為、時間はかかるが20km圏内の職員参集が可能とする。しかし、3時間後の参集の考え方と同様の理由で2割が参集できない。したがって、20km圏内の職員参集のうち約8割が参集可能。

③ 地震の発生3日より後の参集の考え方

地震の発生3日以降、公共交通機関や道路は徐々に回復し、20kmを超える職員も徐々に参集可能。1ヶ月後は、職員の死傷や建物被害等により、1割が参集できないことを仮定し、全職員の9割が参集可能。3日後から1ヶ月後の間は、その間を直線補完して、参集可能人員を計算する。

(2) 物的資源

ア 施設

(ア) 新庄村役場

① 庁舎

・現状、課題

本村の庁舎は昭和44年に建設しており、耐震基準を満たしていない。そのため、早急に庁舎の建て替えを行う予定である。

【本庁舎の耐震診断結果等】

庁舎名	想定震度	竣工年	構造	地上階	地下階	延床面積(m ²)	最小Is値	備考
本庁舎	6弱	昭和44年	RC	3	—	816.85	0.17	耐震性低い

・非常時の対応

発災後、総務企画課を中心とした職員は、庁舎の安全性を速やかに確認し災害対策本部に報告する。

災害対策本部は、最終的な庁舎の継続使用の可否の判断を行う。

使用可能な場合、危険箇所への立入制限措置や応急補修等を実施するとともに、各所属は執務室内の整理等を行う。

使用不可能な場合、災害対策本部は庁舎への立入制限措置をするとともに、各所属は本部が指示する代替施設への機能移転作業を行う。

・代替施設の候補選定

本庁舎が利用困難となることが想定されるため、創生センターを利用するなど、限られた庁舎資源を最大限に有効活用する方策を検討する。また、次

の施設等を代替施設として利用することを検討し、必要に応じてこれらの施設で業務を継続する。

代替庁舎候補名	延床面積 (㎡)	耐震性	非常用 発電機	備考
新庄村公民館	817.88	有 (改修済)	無	新庄村2014番地 地上2階

②電気

・現状、課題

庁舎の自家発電設備は、次のとおりである。

設置場所		本庁舎車庫
配電範囲		・本庁舎全域(サーバー室・防災無線)
発電機 出力	kVA	12
	kW	12
エンジン・冷却方式		ディーゼルエンジン・水冷方式
燃料	種類	軽油
	槽容量(L)	65
	運転時間(h)	28.7(50%負荷)
エンジンオイル量(L)		7.4
冷却水(L)		5.8
備考		Shindaiwa DGS120MI

・非常時の対応

総務企画課は、自家発電設備の長時間運転に備え燃料の継続供給を図るとともに、電力事業者に優先的な復旧等を依頼する。また、必要に応じて庁舎内の電力使用の制限を行う。各課は、非常時優先業務に使用しない機器の電源は全て切るほか、非常時優先業務で使用する際も不要な時間帯は電源を切るなどの節電に努める。

③簡易水道

・現状、課題

庁舎に受水槽はなく、村内で断水が発生した場合は庁舎も水の利用が不可能になる可能性がある。

・非常時の対応

災害対策本部は、村給水車の利用及び災害協定を締結している真庭市及び(株)十字屋に給水車の派遣を要請する。必要に応じて対策本部からも県を通じて、自衛隊に給水車の派遣を要請する。

総務企画課は、必要に応じて使用箇所の制限を行うほか、各課は節水に努める。更に、早急に飲用水を確保するため、災害協定に基づいて支援を要請する。

・平常時の事前対策

簡易水道については、産業建設課が管理していることから、産業建設課は非常時の給水車の派遣について、派遣可能台数や派遣ルート等を事前に協議しておく。

また、総務企画課は、雨水の利用や非常時協力井戸制度の導入による生活用水の確保を検討し、上水の有効利用や利用中止・節約を検討する。

④下水道

・現状、課題

下水管破損等により下水道が使用できなくなった場合は、トイレが使用不可能になる事が想定される。

・非常時の対応

産業建設課は下水道維持管理業者に連絡し、下水道施設の点検及び早期復旧を依頼する。

・平常時の事前対策

総務企画課は、産業建設課と早期復旧に関する協議を行うほか、仮設トイレの設置が対応可能な業者を確認しておく。

また、職員及び来庁者、避難者を想定し、簡易トイレの備蓄を拡充するとともに、設置場所及び汚物の処理方法を予め計画しておく。

⑤通信

・現状

通信システムの状況は、次のとおりである。

通信手段	回線数	備考
固定電話	9回線	・総務企画課5回線（うちFAX用1回線） ・産業建設課2回線・住民福祉課2回線 ・うちNTT非常時優先電話1回線
携帯電話	2回線	総務企画課2台
インターネット	【公関係ネットワーク】	・電子メール
村防災行政無線	【移動系】	・基地局は庁舎2階
県防災行政無線		・専用回線で県と通信が可能。 ・FAX 総務企画課に1台設置（平常時にも使用可）

・非常時の対応

総務企画課は、通信事業者に対して優先的な復旧を要請し、通信回線の早期復旧を図る。

各課は、不要な通話を避けるとともに、県との連絡については県防災行政無線電話・FAXを活用する。

・平常時の事前対策

総務企画課は、県防災行政無線電話の使用方法について職員に周知しておく。また、固定電話については災害時の使用ルール等を検討しておく。

⑥情報システム

・現状

庁内で業務に利用されている情報システムは、次のとおりである。

システム名	機器設置場所	所管課	備考
税務情報（国保・固定・住民税・軽自・収税消込・税宛名・証明書発行・口座振替・口座管理・納組管理・特別徴収情報管理）	本庁舎2階	総務企画課	
人事給与	本庁舎2階	総務企画課	
起債管理	本庁舎2階	総務企画課	
選挙	本庁舎1階	総務企画課	選挙時のみ
投票人名簿	本庁舎1階	総務企画課	選挙時のみ

申告受付支援	推進室	総務企画課	
L-GWANサービス提供装置	創生センター4階	総務企画課	
農業行政	本庁舎2階	産業建設課	
下水道	本庁舎2階	産業建設課	
土木積算	本庁舎2階	産業建設課	
住基（住記・印鑑証明・住基ネット・国保資格・年金）	創生センター1階	住民福祉課	
介護保険	創生センター1階	住民福祉課	
後期高齢者医療	創生センター1階	住民福祉課	
障がい者自立支援	創生センター1階	住民福祉課	
児童手当（子ども手当）	創生センター1階	住民福祉課	
被保険者マスタ作成	創生センター1階	住民福祉課	
住民基本台帳ネットワークシステム	創生センター1階	住民福祉課	
戸籍	創生センター1階	住民福祉課	
生活保護	創生センター1階	住民福祉課	
児童扶養手当	創生センター1階	住民福祉課	

・非常時の対応

総務企画課は情報システムの被害状況を確認し、保守業者に復旧要員の派遣要請を行うとともに、復旧あるいは代替手段のいずれが適切かを判断する。

各課は、非常時優先業務に必要な情報システム端末等の被害状況を確認し、長期間使用不能な場合は、代替方法での業務継続を行う。

・平常時の事前対策

総務企画課は、情報システムに関するBCPを策定し、事前対策・復旧手順（優先順位の決定や作業手順）・代替方法の確立といった事項について検討を行う。また、早期復旧には保守業者の協力が必要不可欠であることから、災害発生時の点検・復旧等の優先的な実施に関する条項を保守契約に盛り込むことを検討する。なお、これらについては、総務企画課以外のシステム所管課についても、必要に応じて検討を行う。

各課は、情報システムや業務端末等を使用しない方法（各種証明書の手書き発行、出納事務の手処理など）や、非常時優先業務に必要なデータの紙ベースでの保管について、検討・準備をしておく。

(イ) その他の主要施設

①指定避難所

指定避難所は村ホームページに記載のとおり。

指定避難所の開設は、災害発生時、村民の早期避難に必要な不可欠となる作業のため、開設を担当する住民福祉課は、特に開設順位の高い施設を所管する課と施設の鍵の管理や開設者等について事前協議しておく。

また、自治会・自主防災組織との連携も図っておく。

②救援物資用倉庫

災害発生時、各地から大量の救援物資が送られてくることが想定され、その保管場所としての集積拠点として除雪機格納庫を利用する。

イ 資機材

(ア) 車両

①非常時の対応

総務企画課は、公用車の被害状況を確認の上、早急に配車計画を策定する。また、必要な燃料の確保を一括して行う。

各課は、配車計画策定以降は、計画に従い公用車を使用する。なお、使用に際しては、非常時優先業務に必要な場合に限ることはもちろん、省エネ運転等を心掛け燃料の節約に努める。

また、給油をする場合には、残り少ない燃料を特定の公用車に給油することがないように、非常時優先業務に使用する頻度等を考慮して給油を行う。

②平常時の事前対策

総務企画課は、災害発生時には他課管理の公用車も含め、集中管理を行う計画を策定する。燃料についても販売業者との非常時の優先供給に関する協定の締結や備蓄等について検討し、継続的な供給体制の構築を図る。

(イ) 災害応急作業用資機材等

①非常時の対応

消防用資機材及び水防用資機材については事前に整備したリスト等を基に、資機材の融通を行う。

道路管理用資機材について、産業建設課は事前に検討した調達先から必要となる資機材を調達する。

なお、総務企画課は、資機材の燃料の確保に努める。

②平常時の事前対策

消防用資機材について、総務企画課は資機材のリストを整備する。リストは消防団と情報共有し、必要な資機材の整備を図る。

道路管理用資機材について、産業建設課は災害発生時に必要となる資機材の調達を検討する。

ウ 物品、用品

(ア) 事務機器等

①非常時の対応

総務企画課は、必要に応じてパソコンやプリンター、コピー機の再配置や使用制限を行う。さらに、保守業者に対して早期復旧に向けた対応や、被災し使用不能となった事務機器等の代替機器等の要請を行う。総務企画課は、非常時優先業務の優先順位に従い、準備された代替機器等を各課に配分する。

②平常時の事前対策

非常時優先業務の実施にあたっては事務機器等の確保は不可欠である。

総務企画課は、集中管理対象外のコピー機・パソコンについても、台数や配置場所を把握しておく。さらに、トナー・コピー用紙といった消耗品についても、災害を見越して備蓄しておく。

(イ) 食糧・飲用水

①非常時の対応

災害発生直後、物資班は、災害協定を締結している自治体に職員用食糧等の要請を行う。この場合、避難者分とあわせての要請となるので、調達した食糧等は物資班が指定避難所に優先的に配分を行う。

総務企画課は、職員への配分で数量が足りない場合、今後の非常時優先業務の遂行体制等を考慮して配分を行う。このことも考慮に入れ、各職員は参集時に食糧等を持参することも含め、自己の必要量を確保しておく。

②平常時の事前対策

総務企画課は、下記の基準で職員用及び避難者用の備蓄を進める。

- ・食糧は岡山県が設定する南海トラフ地震被害想定目標備蓄量
- ・飲料は 26 リットル

※必要とする飲料の試算の考え方

①一人あたりの必要量

- ・一人あたり1日3リットル
- ・備蓄量3日分
- ・上記より3リットル×3日分=9リットル

②飲料を必要とする人数

- ・平成27年国勢調査人口866人
- ・阪神淡路大震災時、神戸市における避難者数の割合がピーク時に約15%
- ・上記より866人×15%=130名

③総必要量

- ・9リットル×130名=1170リットル（500mlペットボトル2340本）

④村内商店からの供給予定量

- ・村内3商店から 500mlペットボトル×24本×12箱=144リットル

⑤村保有給水車による水源地からの補給による供給

- ・1000リットル

⑥必要とする飲料

- ・1170-144-1000=26リットル（500mlペットボトル52本）

公的備蓄については関係機関職員の参集等も想定して検討する。各職員は定められた備蓄基準等を参考に、各個人の責任で必要量を確保しておく。

(ウ) 燃料

①非常時の対応

災害発生直後、物資班は、近隣事業者に供給要請を行う。利用に関しては、長期間にわたることも想定し、節約に努める。

②平常時の事前対策

総務企画課は、下記の基準で備蓄を進める。

- ・非常用発電機用軽油は65リットル
- ・暖房用灯油は75リットル

※必要とする飲料の試算の考え方

①非常用発電機用軽油の量は発電機のタンク容量と同量

②暖房用灯油は

- ・石油ストーブ5台
- ・タンク5リットル
- ・5台×5リットル×給油3回=75リットル

(エ) 安全衛生保護具等

①非常時の対応

公的備蓄した装備品についての職員への配分は、総務企画課が調整して行う。

②平常時の事前対策

総務企画課は、必要に応じて装備品の整備を検討する。

(オ) 医薬品・トイレ

①非常時の対応

公的備蓄したものについての配分は、総務企画課が調整して行う。医薬品については、保健師の管理下での使用とし、節約に努める。

②平常時の事前対策

総務企画課は、職員数や関係機関職員の参集等も踏まえ、事前に簡易トイレ等の設置基準を定め、公的備蓄を行う。なお、トイレトーパーや消毒

薬といった消耗品についてもあわせて行う。また、医薬品については、使用期限切れや不足品がないように補充する。

(カ) 冷暖房器具等

①非常時の対応

総務企画課は、事前に定めた割り当てに基づいて配分する。なお、災害状況により、過不足が生じる場合等は、調整を行う。

②平常時の事前対策

総務企画課は、非常時の停電を考慮し、災害発生時の石油ストーブの割り当てについて、事前に定めておく。各職員は、カイロや冷却剤等の身近な冷暖房用具の個人的な備蓄を必要に応じて行う。

(キ) その他の物品・用品

非常時優先業務を遂行する上で、その時の状況により予期せず必要となる物品等もある。各課の非常時優先業務において必要となる物品等は、担当課が調達を行う。

全体に関わる物品等については、総務企画課が取りまとめをして調達を行う。調達した物品等が、必要量に不足する場合には、総務企画課が非常時優先業務の順位に従って分配する。また、各課は、非常時優先業務に必要な物品等の備蓄について検討しておく。

(3) 会計

ア 非常時の対応

会計管理者等は、必要に応じて事前に定めた代替方法等に基づき事務を行う。非常時優先業務に関係しない出納事務については、可能な限り制限する。総務企画課は、予備費充用や補正予算の編成等の予算措置を行い、各課が行う非常時優先業務の財政的な裏付けを確保する。

イ 平常時の事前対策

非常時優先業務の遂行にあたり、緊急に現金による支払でなければ調達が不可能な場合が想定されるほか、財務会計システムが使用不能になることで出納事務等が混乱することが想定される。

よって、会計管理者は、非常時の会計処理や現金の調達について、指定金融機関と協議しておく。また、会計管理者及び総務企画課は、財務会計システムが使用不能の場合の出納・予算事務の代替方法を予め定めておく。

(4) 情報

ア 情報収集

被害状況等の情報収集については、各課が職員からの携帯電話や無線等による報告により行う。また、必要に応じて県や国の出先機関、自治会等といったあらゆる関係機関から収集するとともに、マスコミ等からの収集も行う。

また、収集の際には、庁舎や情報システムの被害状況といった、非常時優先業務を遂行する上で特に重要となる情報や、指定避難所の使用の可否といった情報については、最優先で収集する。

収集した情報は整理した上、原則として次に定める順序で報告する。

【情報提供の流れ】

職員・人員に関する情報	各課⇒ 総務企画課（総務班） ⇒ 対策本部
情報システムに関する情報	各課⇒ 総務企画課（総務班） ⇒ 対策本部
その他の情報（被害状況等）	各課⇒ 総務企画課（情報班） ⇒ 対策本部

イ 情報提供

被害状況等の情報提供については、災害対策本部（情報班）が一元的に行う。村民への情報提供については、提供内容を本部会議に諮った上で、告知放送やエリアメール配信、広報車、庁舎・公民館への掲示等を通じて行う。

報道機関への情報提供については、提供内容を本部会議に諮った上で、本部長、副本部長、あるいは総務企画課長又は本部長が指名した者が行う。提供にあたって、災害対策本部（情報班）は報道機関と必要な事前調整を行う。

第5 その他

1 業務継続力の向上

新庄村は、本計画に基づき業務継続体制を整備、強化する。また、本計画自体についても、併せて検証、見直しを行う。これにより、迅速、効果的に非常時優先業務を実施するための業務継続力を向上させる。

(1) 新庄村業務継続体制の整備、強化

ア 「ボトルネック」の事前解消（主管：総務企画課長）

新庄村は、BCPの策定、検証等を通じ、非常時優先業務の迅速、効果的な実施の障害となる「ボトルネック」（業務上ネックとなる箇所）をあらかじめ明確化し、計画的に解消する。

総務企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・新庄村の非常時優先業務のボトルネックの検証、解消を統轄し、解消に必要な調整等を行う。 ・毎年度、新庄村の非常時優先業務におけるボトルネック、その解消計画及び進捗状況を取りまとめ、公表する。
各課	<ul style="list-style-type: none"> ・担当する非常時優先業務のボトルネックについて、検証及び解消を行う。 ・毎年度、担当する非常時優先業務のボトルネック、その解消計画及び進捗状況について、総務企画課に報告する。

〔ボトルネック及びその解消の例〕

ボトルネック	解消
資機材、物品、用品等の不足	備蓄、応援要請・受援体制の整備
拠点施設（又はその機能）の不足	施設の耐震化、自家発電設備の整備、代替施設の選定
関係機関との連携の不足	協定の締結、共同訓練の実施
法令による制限	例規の整備
情報システムの使用不能	バックアップの確保
連絡（情報、要請等）の混乱	連絡体制・方法等の整備

イ 業務マニュアル等の整備（主管：総務企画課長）

新庄村は、非常時優先業務の迅速、効果的な実施に必要な業務マニュアル、様式、関係機関名簿、資料集等について、あらかじめ整備する。

業務マニュアル等については、外部からの応援職員等が速やかに非常時優先業務を実施できるよう、具体的に記載するものとする。

総務企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・各所属の業務マニュアル等を取りまとめ、必要に応じ所属間の調整等を行う。
各課	<ul style="list-style-type: none"> ・担当する非常時優先業務の実施に必要な業務マニュアル等を整備、更新する。 ・業務マニュアル等を整備、更新した際は、総務企画課に報告する。

ウ 地域防災計画等への活用（主管：各計画担当課長）

新庄村は、地域防災計画をはじめ、防災に関する計画、マニュアル、基準、指針の策定及び修正にあたっては、BCP検証、見直しの成果を活用する。

また、地域防災計画等の検証、見直しの成果についてもBCPの見直し等に反映し、併せて新庄村の業務継続体制を強化する。

エ 課及び職員の責務

新庄村の全課、全職員は、非常時優先業務を迅速、効果的に実施できるよう、常時準備を整えておかななくてはならない。

(ア) 課の責務（総括：総務企画課長）

各課	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、職場点検を実施し、危険箇所についてはあらかじめ解消するとともに、職場の状況を総務企画課に報告する。 ・非常時優先業務に必要な書類等については、外部からの応援職員等が速やかに業務を実施できるよう、あらかじめ整理、保管する。
総務企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・各職場の状況を取りまとめるとともに、全庁的又は大規模な危険箇所の解消を行う。

[危険箇所解消の例]

<ul style="list-style-type: none"> ・書庫、ロッカーなどの転倒防止 ・器具などの散乱防止 ・ガラスの飛散防止 ・出入口、避難経路の確保
--

(イ) 職員の責務（総括：各課長）

職員	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4部業務継続体制」の定めるところに従い、非常時には速やかに参集し、長期間にわたり、激務となることが予想される非常時優先業務に従事することができるよう、平常時から準備を行う。 ・課の非常時優先業務については、他職員が担当するものであっても実施できるようあらかじめ学習し、訓練等を通じて相互に検証する。 ・組織改正、人事異動等の際は、平常時の業務のみでなく、非常時の業務についても引継書を作成する等、確実に引継ぎを行う。
課長	<ul style="list-style-type: none"> ・課内の職員の準備状況を把握し、必要に応じて職員への指示、職員間の調整等を実施する。

[平常時からの準備の例]

<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認の体制、方法等の確認（第4部） ・参集の経路、方法等の確認（第4部） ・家族の安否確認方法、避難場所等の確認（第4部） ・3日分の食糧、飲料水、衣服等の職場への準備（第4部）

[平常時における検証の例]

<ul style="list-style-type: none"> ・訓練時は、欠員を前提に実施 ・欠員となる職員Aが担当する非常時優先業務は、他の職員Bが実施 ・欠員となる職員Aは、他の職員Bの業務実施を検証 ・他の職員Bは、欠員となる職員Aが作成した業務マニュアル等を検証

(2) 新庄村BCPの事前周知

ア 住民への事前周知（総括：総務企画課長）

広報担当課は、新庄村BCPについて、新庄村報、HP等を通じてあらかじめ住民に周知し、非常時における新庄市の活動について理解を求める。

イ 関係機関・団体等への事前周知（総括：総務企画課長、各課長）

防災担当課は新庄村BCPについて、あらかじめ防災関係機関・団体等に周知し、非常時における新庄市の活動について必要な連絡・調整を行う。

各課は新庄村BCPについて、あらかじめ関係する機関・団体等に周知し、

非常時における新庄村の活動について理解を求めるとともに、必要な連絡、調整を行う。

(3) 新庄村BCPの検証、見直し（総括：総務企画課長）

新庄村は、隔年で開催する新庄村総合防災訓練によりBCPの検証・見直しを行う。検証にあたっては、幅広い、多様な災害の種類、規模、条件等を用いることにより、「想定外」の発生を防ぐとともに、BCPの対象を順次他の災害等にも拡大することができる。なお、検証、見直しにあたっては、関係機関・団体等との連携に留意し、必要に応じ関係機関・団体等と共同で検証、見直しを実施する。

用語の定義

本計画における用語の定義は、特に断りのない限り、以下のとおりとする。

用語	定義	備考
災害	異常な自然現象（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等、大規模な火事、爆発等）の他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生ずる被害をいう。	・災害対策基本法第2条
防災	災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。	・災害対策基本法第2条
地域防災計画	一定地域に係る防災に関する計画をいう。 →新庄村においては、「新庄村地域防災計画」をいう。	・災害対策基本法第2条、第42条
住民	新庄村に住所を有する者をいう。 ・自然人（生活の本拠を有する者）、法人（主たる事務所を有する者）の双方を含む。 ・国籍は問わない。	・地方自治法第10条
滞在者	新庄村内の自然人、法人のうち、新庄村外に住所を有するものをいう。 ・自然人では、通勤者、通学者、通所者、観光客等。 ・法人では、新庄村の区域外に主たる事務所を有する法人。	
通常業務	災害が発生しなくても新庄村が実施すべき業務のうち、「新庄村地域防災計画」に規定する災害対策業務以外のものをいう。 ・業務の頻度（日常的に行っているか否か）は問わない。	
ボトルネック	ネック（課題）となる箇所等	
タイムライン	災害発生後の期間について、災害対策の段階ごとに区分し、それぞれの段階区分に応じた対応方針・目標及び想定される行動、活動等をまとめたもの。	
発災	災害が発生したとき。	
黄金の72時間	生存者のいる可能性が高い、地震発生から3日間(72時間)をいう。	
図上訓練	地図を用いて、経験したことの無い災害をイメージし、防災対策を検討する訓練。	

業務の優先区分の考え方

業務優先区分		内 容
非常時 優先 業務	応急 業務	◎災害の発生に関連して発生する新規業務のうち優先度の高い業務 (※) 1 「災害応急対策業務」 新庄村地域防災計画の「第 3 編災害応急対策計画」に規定する業務 2 「災害復旧・復興業務」のうち優先度の高い業務 新庄村地域防災計画の「第 5 編災害復旧・復興計画」に規定する業務のうち、優先度の高い業務 3 「発災後新たに発生する業務」のうち優先度の高い業務 その他、発災後新たに発生する業務のうち優先度の高い業務 例) 新庄村災害対策本部の設置、避難所等の開設・運営等
	継続 業務	◎通常業務のうち優先度の高い業務 1 住民の生命・健康を守る業務 2 新庄村の意思決定に必要な業務 3 その他、縮小・休止することができない業務 ↓ 通常時の業務内容を保ったままで（又は通常時以上の人員、資源を投入して）継続 例) 広報に関する業務、死亡届、埋葬許可に関する業務等
縮小業務		◎通常業務のうち業務内容を縮小して行う業務 1 1 か月以上業務を休止・延期することはできないが、一定の水準まで復旧することが必要不可欠とまではいえず、業務規模の縮小などが可能な業務 例) 保育所業務、諸証明書発行業務等
休止業務		◎通常業務のうち、休止・延期する業務 1 1 か月以上休止・延期することが可能な業務 2 非常時優先業務の実施のため、1 か月間休止・延期することがやむを得ない業務 例) 職員研修、定期監査等

※「優先度の高い業務」

住民の生命・身体への影響、住民生活及び社会活動への影響から考えて、① 1 か月以内に、②特定の水準まで、復旧することが必要不可欠な業務（= 1 か月以上停止すると住民の生命・身体、住民生活及び社会活動に致命的な影響が発生する業務）をいう。

非常時優先業務項目表

総務企画課

1 非常時における組織のミッション

職員等の参集及び安否確認を迅速に行い、BCP計画に定めた非常時優先業務を実施する。また、被災地の防犯活動を計画し、地域の安全を確保する。

2 非常時優先業務

- (1) 応急業務（「災害応急対策業務」及び「復旧・復興業務」・「発災後新たに発生する業務」のうち優先度の高い業務）

優先順位	項目
1	職員参集連絡、出勤職員数の把握
2	避難誘導・指示
3	災害対策本部の設置・運営
4	消防団員及び職員の配備・出動
5	各班報告の被害状況の集計作業
6	県、関係機関への被害状況等の報告
7	県、市町村及びその他機関への応援依頼

- (2) 継続業務（通常業務のうち、非常時においても継続が不可欠な業務）

優先順位	項目
1	地震情報、気象警報の受理及び伝達
2	情報通信システム機器等の通信機器の維持管理
3	報道機関との連絡と相互協力
4	税に関するデータの保全・管理

3 縮小・休止する通常業務

2に記載した以外の業務

出納室

1 非常時における組織のミッション

災害対策に必要な最低限の現金の確保を行う。

2 非常時優先業務

- (1) 応急業務（「災害応急対策業務」及び「復旧・復興業務」・「発災後新たに発生する業務」のうち優先度の高い業務）

優先順位	項目
1	対策本部の一般経理
2	義援金受理及び管理
3	義援金の配分

- (2) 継続業務（通常業務のうち、非常時においても継続が不可欠な業務）

優先順位	項目
1	経理業務

3 縮小・休止する通常業務

2に記載した以外の業務

非常時優先業務項目表

住民福祉課

1 非常時における組織のミッション

被災者のメンタルを含む健康及び衛生を確保しながら各種手当の支給を実施し、当面の生活が維持できるように支援を行う。災害による戸籍事務(死亡及び埋火葬の手續等)、災害廃棄物の処理等を円滑に行うことで、災害復興を図る。

2 非常時優先業務

- (1) 応急業務 (「災害応急対策業務」及び「復旧・復興業務」・「発災後新たに発生する業務」のうち優先度の高い業務)

優先順位	項目
1	避難所の開設・運営
2	保健所、医療機関との連絡調整
3	衛生医薬品等の確保
4	負傷者の収容、搬送
5	仮設トイレ等の設置
6	人的被害調査
7	被災者の安否問い合わせ対応

- (2) 継続業務 (通常業務のうち、非常時においても継続が不可欠な業務)

優先順位	項目
1	感染症の予防及び医療救護全般
2	村民個人情報データの管理及びデータ利用に基づく証明書等の発行
3	ごみ処理及び清掃
4	保育所との連絡調整
5	愛玩動物の保護

3 縮小・休止する通常業務

2に記載した以外の業務

保育所

1 非常時における組織のミッション

被災状況及び災害復興状況に応じて、早期に保育所運営の再開を行う。

2 非常時優先業務

- (1) 応急業務 (「災害応急対策業務」及び「復旧・復興業務」・「発災後新たに発生する業務」のうち優先度の高い業務)

優先順位	項目
1	応急保育
2	休園措置及び応急復旧
3	保育施設の被害調査のとりまとめ

- (2) 継続業務 (通常業務のうち、非常時においても継続が不可欠な業務)

優先順位	項目
1	保護者への広報活動

3 縮小・休止する通常業務

2に記載した以外の業務

非常時優先業務項目表

産業建設課

1 非常時における組織のミッション

被害を受けた道路や下水道等の応急復旧を行い、住民等の移動や救援物資の輸送等を確保する。また仮設住宅の建設について検討を行い、被災者の居住を確保する。

2 非常時優先業務

(1) 応急業務 (「災害応急対策業務」及び「復旧・復興業務」・「発災後新たに発生する業務」のうち優先度の高い業務)

優先順位	項目
1	応急給水活動・飲料水の確保
2	食料 (米、弁当、パン等) ・炊き出し資機材の調達
3	障害の除去 (土木建築関係業者への依頼を含む)
4	応急資機材の調達
5	下水道幹線及び合併浄化槽等の被害調査
6	道路、公共土木施設の被害調査
7	一般住宅・村営住宅の被害調査
8	急傾斜地崩壊危険箇所の被害調査
9	農地・農林施設・林地の被害調査
10	商工施設の被害調査
11	公共土木施設の応急対策及び復旧

(2) 継続業務 (通常業務のうち、非常時においても継続が不可欠な業務)

優先順位	項目
1	水道に関わる広報活動
2	関係機関との連絡調整

3 縮小・休止する通常業務

2に記載した以外の業務

非常時優先業務項目表

教育委員会

1 非常時における組織のミッション

災害対策本部(総務企画課)の本部員として、BCP計画に定めた非常時優先業務を実施する。また、被災状況及び災害復興状況に応じて、早期に学校運営の再開を行う。

2 非常時優先業務

(1) 応急業務 (「災害応急対策業務」及び「復旧・復興業務」・「発災後新たに発生する業務」のうち優先度の高い業務)

優先順位	項目
1	児童・生徒等の避難誘導及び救護
2	教職員の動員
3	指定避難所施設の鍵の開錠
4	休校措置
5	児童・生徒等及び教職員の被災状況調査及び保護者等との連絡調整
6	学校施設等の被災状況調査

(2) 継続業務 (通常業務のうち、非常時においても継続が不可欠な業務)

優先順位	項目
1	教育関係施設管理
2	学校教育関連業務
3	学校給食
4	育英会業務

3 縮小・休止する通常業務

2に記載した以外の業務

総務企画課・出納室

課(室)名	業務		業務内容	目標時期								必要な資源	関係機関	備考		
	No.	業務名		直後	～3時間	～12時間	～24時間	～72時間	～1週間	～2週間	～1月				～3月	
総務企画課	1	職員参集連絡、出勤職員数の把握	・基準に基づき各職員が参集 ・連絡網により安否確認 ・各部所出動職員の人数及び参集時間を把握する	○ 開始 ○ 完了												
	2	避難誘導・指示	・村民への避難誘導、指示	○ 開始 ○ 完了									村内告知放送 屋外スピーカー 広報車		村内告知放送及び屋外スピーカーが復旧できない場合には、広報車で対応	
	3	災害対策本部の設置・運営	・災害対策本部の設置 ・災害対策本部会議の実施 ・各課への指示、状況の把握		○ 開始 ○ 完了								無線機 全村地区	新庄村消防団	電源の確保 電話回線の確保 本部スペースの確保	
	4	消防団員及び職員の配備・出動	・村内告知放送での連絡 ・消防団メールでの連絡 ・各部ごとに担当地域を巡回 ・幹部団員への連絡		○ 開始			○ 完了					村内告知放送 屋外スピーカー メール送信PC 無線機	新庄村消防団		
	5	各班報告の被害状況の集計作業	・職員の巡回及び消防団の巡回に基づく情報を集計 ・村民からの連絡による情報を集計		○ 開始				○ 完了				全村地区	新庄村消防団		
	6	県、関係機関への被害状況等の報告	・被害状況の集計を元に報告		○ 開始								報告用PC	岡山県、真庭警察署、真庭消防署	岡山県防災情報システムで報告	
	7	県、市町村及びその他機関への応援依頼	・関係行政機関等からの支援を含め情報を収集		○ 開始 ○ 完了								報告用PC	岡山県、自衛隊、災害協定締結自治体・企業	岡山県物資調達・輸送調達システムも利用	
出納室	1	対策本部の一般経理	・指定金融機関等との連絡調整により、当面の応急支出現金を確保 ・手書きによる支出命令の作成など例外的手続きを決定				○ 開始						用紙 筆記用具	金融機関	当面の現金支出を減らす工夫が必要	
	2	義援金受理及び管理	・義援金の適切な管理の実施										金庫	社会福祉協会、日本赤十字社		
	3	義援金の配分	・社会福祉協会及び日本赤十字社と相談の上で実施											社会福祉協会、日本赤十字社		

住民福祉課・保育所

課(室)名	業務		業務内容	目標時期								必要な資源	関係機関	備考	
	No.	業務名		直後	～3時間	～12時間	～24時間	～72時間	～1週間	～2週間	～1月				～3月
住民福祉課	1	避難所の開設・運営	・避難所の迅速な開設、受入	○ 開始	○ 開設 完了								災害時備蓄品	社会福祉協議会、教育委員会	福祉避難所も開設 感染症予防の対応
	2	保健所、医療機関との連絡調整	・避難所の感染症予防 ・要支援者の中で、医療機関の対応が必須である方の受入調整		○ 開始			○ 完了					電話 メール送信用PC	真庭保健所、真庭医師会、新庄村診療所	
	3	衛生医薬品等の確保	・主に避難所で利用する衛生用品及び医薬品の確保			○ 開始					○ 完了			真庭医師会、新庄村診療所、災害協定締結自治体・企業	
	4	負傷者の収容及び搬送	・負傷者の程度を診療所とともに判断 ・重傷者の優先的な搬送	○ 開始				○ 完了					負傷者収容場所	真庭消防署、新庄村診療所	
	5	仮設トイレ等の設置	・仮設トイレの手配及び設置 ・備蓄品の携帯トイレも利用		○ 開始			○ 完了					仮設トイレ 携帯トイレ		汲み取り式トイレの2・3・4・5部消防機庫も利用
	6	人的被害調査	・負傷者、死亡者、行方不明者の情報の集約		○ 開始								入力用PC	真庭警察署、真庭消防署	
	7	被災者の安否問い合わせ対応	・村民の安否に関する問合せへの対応		○ 開始							○ 完了	入力用PC 電話		安否情報システムも利用
保育所	1	応急保育	・保護者が帰宅困難になった場合等の幼児の応急保育の実施		○ 開始			○ 完了							保育所が被害を受けた場合は村有の別の施設(小学校教室等)の利用を行う
	2	休園措置及び応急復旧	・被害の程度により休園の措置 ・応急復旧による保育業務の再開			○ 開始				○ 完了					
	3	保育施設の被害調査のとりまとめ	・施設の被害の程度を調査 ・住民福祉課に報告				○ 開始		○ 完了						

産業建設課

課(室)名	業務		業務内容	目標時期								必要な資源	関係機関	備考	
	No.	業務名		直後	～3時間	～12時間	～24時間	～72時間	～1週間	～2週間	～1月				～3月
産業建設課	1	応急給水活動 ・飲料水の確保	・村有給水車での給水活動 ・災害協定締結企業による急須活動 ・村内商店から飲料を確保	○開始									給水車	真庭市、災害協定締結自治体・企業、村内商店	避難所・医療施設への優先的に応急給水を行う
	2	食料(米、弁当、パン等)・炊き出し資機材の調達	・災害備蓄品の提供 ・支援物資の振り分け		○開始								災害備蓄品	岡山県、災害協定締結自治体・企業、村内商店	岡山県物資調達・輸送調達システムを利用
	3	障害の除去(土木建築関係業者への依頼を含む)	・集落の孤立がないように障害物の撤去を実施		○開始								大型重機	災害協定締結企業	
	4	応急資機材の調達	・状況による資機材の調達 ・支援物資の振り分け		○開始									岡山県、災害協定締結自治体・企業、村内商店	岡山県物資調達・輸送調達システムを利用
	5	下水道幹線及び合併浄化槽等の被害調査	・被害調査		○開始								公用車	災害協定締結企業	
	6	道路、公共土木施設の被害調査	・被害調査			○開始							公用車		
	7	一般住宅・村営住宅の被害調査	・被害調査			○開始							公用車		
	8	急傾斜地崩壊危険箇所の被害調査	・被害調査				○開始						公用車		
	9	農地・農林施設・林地の被害調査	・被害調査				○開始						公用車		
	10	商工施設の被害調査	・被害調査				○開始						公用車	真庭商工会	
	11	公共土木施設の応急対策及び復旧	・応急復旧工事				○開始							災害協定締結企業	

教育委員会

課(室)名	業務		業務内容	目標時期								必要な資源	関係機関	備考		
	No.	業務名		直後	～3時間	～12時間	～24時間	～72時間	～1週間	～2週間	～1月				～3月	
教育委員会	1	児童生徒等の避難誘導及び救護	・児童生徒等の避難誘導 ・負傷した場合は養護教諭と協力し救護を実施	○ 開始 ○ 完了									応急用品	真庭消防署 新庄村診療所		
	2	教職員の動員	・教職員を動員 ・学校施設の点検を実施させる				○ 開始									教職員は主に学校再開のために行動し、避難所運営には極力携わらないようにする
	3	指定避難所施設の鍵の開錠	・他の指定避難所において受入人数を超過することが予想される場合に体育館を開放				○ 開始						災害備蓄品			ふれあいホール及び公民館の受入が困難になった場合に中学校体育館を利用
	4	休校措置	・被害の程度により休校の措置			○ 開始										
	5	児童・生徒等及び教職員の被災状況調査並びに保護者等との連絡調整	・安否確認の実施 ・休校する場合は期間の連絡及び再開時の連絡		○ 開始									メール送信用PC 電話		メール配信及び電話連絡で実施
	6	学校施設等の被災状況調査	・施設の被害の程度を調査				○ 開始									施設の被害が大きい場合は、村所有の他施設での授業再開も検討する

(別紙 5)

非常時優先業務に係る関係機関の連絡先

区分	機関	電話
岡山県の機関	県危機管理課	086-226-7293
	美作県民局協働推進室 (振興班)	0868-23-1214
	津山教育事務所	0868-24-8702
	津山市農業改良普及センター	0868-23-2311
	真庭保健所	0867-44-2990
	真庭家畜保健衛生所	0867-44-2231
警察	真庭警察署	0867-44-6110
	新庄駐在所	0867-56-3043
指定地方行政機関	中国四国農政局食料部	086-223-3132
	岡山森林管理所	0868-23-2151
	岡山森林管理所勝山森林事務所	0867-44-2272
	岡山地方气象台	086-223-1334
	中国地方整備局岡山国道事務所津山出張所	0868-28-1215
自衛隊	陸上自衛隊日本原駐屯地第13特科隊	0868-36-5151
指定公共機関	日本郵政公社中国支社新庄郵便局	0867-56-3000
	西日本電信電話株式会社 岡山支店	086-801-5627
	株式会社 NTTドコモ中国 岡山支店	086-222-2211
	日本赤十字社 岡山県支部	086-225-3621
	日本放送協会 岡山放送局	086-227-1741
	中国電力株式会社 津山営業所	0120-410-254
	日本通運株式会社 岡山支店	0868-23-0202
指定地方公共機関	山陽放送株式会社	086-225-5741
	岡山放送株式会社	086-252-3213
	テレビせとうち株式会社	086-244-2311
	岡山エフエム放送株式会社	086-226-7685
	社団法人岡山県トラック協会	086-234-8211
岡山県医師会	086-272-3225	
消防	真庭消防本部	0867-42-1190
	真庭消防本部美新分署	0867-56-2119
公共的団体等	真庭市商工会	0867-42-4325
	真庭市商工会新庄支所	0867-56-3181
	新庄村社会福祉協議会	0867-56-2001
	真庭市医師会	0867-44-2119
	真庭農業協同組合	0867-52-1121
	真庭森林組合	0867-44-3036
	真庭森林組合新庄支所	0867-56-3180